

PCB廃棄物処理計画の変更に係る意見募集結果



2007年9月26日に環境省から発表された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の第6条「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」について意見募集の結果がまとめられました。寄せられた意見を参考に計画を変更し、環境省告示として2007年10月18日付けで公表されています。

改正案通り、北海道事業の操業開始が平成20年4月に延長されました。処理能力について(1.8t/日・PCB分解量)、汚染物等に関しては当面(8t以上/日・汚染物等)とされ、今後の処理体制を踏まえ明示するとされました。

北九州事業に関しては処理能力(1.5t/日・PCB分解量)、(10.4t/日・汚染物等量)と記述が追加修正されました。その他、従来は処理の中心対象としていた高圧トランス等に加え、汚染物等に関する処理の対象物とし、整備を進めることと明記されました。

今回の意見募集では、環境省に対し、より一層の情報公開を求める意見のほか、PCB廃棄物の適正な運搬、微量PCB混入廃重電機器の処理についても意見が寄せられています。(詳しくは下記の資料をご覧ください。)

微量PCB混入廃重電機器に関しては現在、環境省で処理方法を検討中です。当社ではトランス・コンデンサ、土壌、環境水中のPCBの分析を多検体短納期で行っております。詳しくは当社までお気軽にお問い合わせください。

資料 2007年10月18日付 環境省 HP 報道発表資料

クロマト分析箇所 向江菜生